

IV 資料編

小郡市総合振興計画審議会条例

昭和51年10月8日
条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として小郡市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて本市の総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 公募により選ばれた市民
- 2 前項第1号の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める諮問に係る事務が終了するまでの期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなくなったとき、又は委員の適格性を欠くにいたったときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は審議会の議長となり、議事を司会する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出席の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会の事務を分掌させるため審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 小郡市総合振興計画策定協議会条例（昭和43年小郡町条例第271号）は、廃止する。
附 則（昭和60年7月1日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成21年3月26日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

小都市総合振興計画に関する規則

昭和51年10月18日

規則第22号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、小都市の総合振興計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 本市の健全な発展を促進するために策定する市行政全般にわたる総合的な計画で基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向を予測し、そのあるべき姿を想定するものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき市政の基本的施策について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき市政の基本的施策の実施について作成する計画をいう。

第2章 計画策定本部

(計画策定本部の設置)

第3条 総合振興計画について審議するため、庁内に計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

- 第4条 本部は、市長、副市長、教育長、各部長及び部長相当職により組織する。
- 2 本部の本部長は、市長をもって充て、本部を統括する。
 - 3 本部の副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長が不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を開くことができる。

第3章 策定委員会

(策定委員会の設置)

第6条 総合振興計画に関する事務の円滑な推進を図るため、庁内に策定委員会を設置する。

- 2 策定委員会の設置に関する必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 総合振興計画の策定

(策定原則)

第7条 総合振興計画は、本市発展のための基本的施策について行政全般にわたる計画的かつ効果的な行政執行の確保を図ることにより総合的成果をあげ得るよう策定しなければならない。

(市民参画)

第8条 市長は、総合振興計画の策定にあたっては、広報、広聴活動を通じ直接市民の意見要望等を聴取するとともに、これを反映させるよう努めなければならない。

(基本構想)

第9条 基本構想の計画期間は10年とし、10年ごとに改訂するものとする。

第10条 基本構想は、市長の指示に従い、総務部長が原案を作成し、本部にはかり、市長がこれを決定する。

(基本計画)

第11条 基本計画の計画期間は5年とし、5年ごとに改訂するものとする。

第12条 基本計画は、基本構想に従い総務部長が原案を作成し、本部にはかり、市長がこれを決定する。

(実施計画)

第13条 実施計画の計画期間は3年とし、1年経過毎に逐次後年度分を繰り入れていくこととし、常に3年の計画として保持するものとする。

第14条 実施計画は、基本計画に従い、部等の長が原案を作成し、総務部長が調整し、市長がこれを決定する。

(総合振興計画審議会への諮問)

第15条 市長は、第10条及び第12条の規定により基本構想及び基本計画を決定しようとするときは、これを小郡市総合振興計画審議会に諮問しなければならない。

(議会への提出)

第16条 市長は、第10条及び第12条の規定により基本構想及び基本計画を決定したときは速やかにこれを議会に提出し、基本構想については地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により議会の議決を求め、基本計画については地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年小郡市条例第21号）第2条第2号により議会の議決を求めなければならない。

第5章 総合振興計画の実施**(実現責務)**

第17条 総合振興計画に定められた事項は、これを実現するよう努めなければならない。
2 市長は、毎年度予算を編成するに当たっては、実施計画に基づきこれを編成するものとする。

(外部機関等との調整)

第18条 市長は、総合振興計画の実施について必要があるときは、外部機関及び団体との連絡調整を図り計画事項が円滑に執行できるよう努めなければならない。

(課等の長の報告等)

第19条 課等の長は、計画事項の執行に際しては、毎年その進捗状況を企画課長を経て市長に報告しなければならない。

第20条 課等の長は、総合振興計画に関する事務の参考となる資料を作成したときは、企画課長に送付するものとする。

2 企画課長は、総合振興計画に関し課等の参考となる資料を作成した時は、課等の長に送付するものとする。

(庶務)

第21条 総合振興計画に関する庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、総合振興計画に関し必要な事項は、市長が本部会議にはかって決定する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 小郡市長期総合振興計画実施計画に関する規則（昭和44年小郡町規則第54号）は、廃止する。

附 則（昭和61年8月20日規則第13号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（平成12年3月28日規則第4号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月13日規則第16号）
この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日規則第23号）
この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第7号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月9日規則第28号）
この規則は、平成23年1月1日から施行する。

21小企第923号
平成22年3月24日

小郡市総合振興計画審議会
会長 原田裕子 殿

小郡市長 平安正知

第5次小郡市総合振興計画に関する諮問について

小郡市総合振興計画審議会条例(昭和51年小郡市条例第21号)第2条の規定に基づき、
第5次小郡市総合振興計画の策定に関し、貴会の意見を求めます。

平成23年2月4日

小郡市長 平安正知 殿

小郡市総合振興計画審議会
会長 原田裕子

第5次小郡市総合振興計画について（答申）

平成22年3月24日付 21 小企第 923 号により諮問を受けた第5次小郡市総合振興計画について、小郡市総合振興計画審議会条例（昭和51年小郡市条例第21号）第2条の規定に基づき、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

- 1 施策の推進にあたっては、本計画内容の周知を十分に行い、市民の一層の理解と協力を求めるとともに、基本理念である「市民との協働によるまちづくり」の実現に向けてまちづくりの担い手となる人材の育成を行い、市民と行政が一体となった積極的な取り組みが行われるよう要望します。
- 2 今後も厳しい財政状況が予想されるため、行政評価システムを活用した本計画の進捗状況の把握を行い、成果指標の達成に努めながら施策内容を着実に実施していくとともに、市民への積極的な情報提供を行い、事務事業の改善・改革、施策の重点化を進め、効率的な行財政運営が行われるよう要望します。

小郡市総合振興計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体・役職名	委嘱期間
第3条第1項第1号 【関係団体の役職員】	山下 睦 雄	農業委員会 会長	平成22年3月24日～審議終了
	安 部 ミチ子	教育委員会 教育委員長	平成22年3月24日～審議終了
	【副会長】 品 田 紘 司	区長会 会長	平成22年3月24日～審議終了
	寺 崎 昇	みい農業協同組合 常務理事	平成22年3月24日～審議終了
	組 坂 眞 一	商工会 副会長	平成22年3月24日～8月25日
	富 崎 高 志		平成22年8月26日～審議終了
	中 村 登	社団法人みい青年会議所 理事長	平成22年3月24日～審議終了
	石 田 久 治	社会福祉協議会 会長	平成22年3月24日～審議終了
	安 永 茂 歳	民生委員・児童委員協議会 会長	平成22年3月24日～審議終了
	丸 山 泉	小郡三井医師会 代表	平成22年3月24日～審議終了
	内 藤 俊 雄	小中学校校長会代表 (小郡市立三国小学校 校長)	平成22年3月24日～審議終了
	天 本 知恵子	おごおり女性協議会 会長	平成22年3月24日～審議終了
第3条第1項第2号 【識見を有する者】	【会 長】 原 田 裕 子	前筑前町 副町長	平成22年3月24日～審議終了
	世 利 洋 介	久留米大学 経済学部 教授	平成22年3月24日～審議終了
第3条第1項第3号 【公募により選ばれた市民】	見 野 光 子	公募委員	平成22年3月24日～審議終了
	問註所 紀 之	公募委員	平成22年3月24日～審議終了

小郡市総合振興計画審議会の審議経過

◆全体会

第1回審議会（平成22年3月24日）

【議題】・市長より委員の委嘱、会長・副会長選出、市長から審議会へ諮問
・策定方針・スケジュール、基礎調査内容報告について

【主な論点】・計画策定における小郡市の独自性の出し方、横の連携について
・第4次計画の成果と反省について

第2回審議会（平成22年5月26日）

【議題】・基本構想（案）について
・部会長・副部会長の選出について

【主な論点】・今後の計画の検証方法、内部の体制について
・市民との協働によるまちづくりについて

◆部会

第1回地域振興・行政経営部会（平成22年8月26日）

【議題】・基本構想・基本計画（案）について

【主な論点】・農商工連携について
・市民目線に立った成果指標の設定、成果指標の考え方、目標値について
・「みんなでとりくむまちづくり」の趣旨について

第1回くらし・教育・協働部会（平成22年8月27日）

【議題】・基本構想・基本計画（案）について

【主な論点】・地域間交流、世代間交流など交流の捉え方について
・虐待を防止する仕組みづくりについて
・民営化、幼保一体化について

第2回地域振興・行政経営部会（平成22年10月1日）

【議題】・基本構想・基本計画（案）について

【主な論点】・今後の農業の方向性について
・成果指標の目標値の設定、集中と選択について
・行政内部の協働について

第2回くらし・教育・協働部会（平成22年10月1日）

【議題】・基本構想・基本計画（案）について

【主な論点】・地域主権・コミュニティ分権について
・地方分権、権限移譲による小郡市独自のまちづくりについて

◆全体会

第3回審議会（平成22年11月10日）

【議題】・基本構想・基本計画（案）について
・パブリック・コメントについて

【主な論点】・農業基本条例の制定について
・上水道・下水道の普及について
・校区コミュニティ協議会（仮称）について
・計画の検証、途中経過の説明について

第4回審議会（平成23年2月2日）

【議題】・パブリック・コメントについて
・答申（案）について

【主な論点】・学校給食に伴う施設の整備について
・観光のとらえ方について
・計画の検証について

第5次小郡市総合振興計画策定の経過

期 日	項 目	内 容
平成21年 7月2日	計画策定本部会議（第1回）	・策定基本方針（案）決定 ・策定委員会設置要綱（案）決定
10月8日 ～10月9日	策定委員会（第1回）、実務者会議（第1回）	・第4次計画の検証について
10月15日 ～10月26日	市民・学生アンケート調査実施	・市民2,000名、小学5年生全員、中学2年生全員を対象に実施
12月11日	団体ヒアリング実施	・市内各方面で活動している5団体を対象に実施
平成22年 1月6日 ～1月8日	各課ヒアリング実施	・第4次計画の施策内容検証についてヒアリングを実施
1月17日	市民ワークショップ（第1回）	・地域別の5グループに分かれ、地域の課題について議論（26名参加）
1月31日	市民ワークショップ（第2回）	・分野別の5グループに分かれ、各分野の課題について議論（24名参加）
3月18日	策定委員会（第2回）	・基礎調査等内容報告 ・基本構想（案）検討
3月24日	総合振興計画審議会（第1回）	・市長から審議会へ諮問 ・基礎調査等内容報告
5月10日	策定委員会（第3回）	・基本構想（案）検討
5月17日	計画策定本部会議（第2回）	・基礎調査等内容報告 ・基本構想（案）検討
5月26日	総合振興計画審議会（第2回）	・基本構想（案）審議
8月2日	策定委員会（第4回）	・基本構想・基本計画（案）検討
8月16日	計画策定本部会議（第3回）	・基本構想・基本計画（案）検討
8月26日 ～8月27日	総合振興計画審議会 地域振興・行政経営部会（第1回） くらし・教育・協働部会（第1回）	・基本構想・基本計画（案）について、2部会に分かれ審議
10月1日	総合振興計画審議会 地域振興・行政経営部会（第2回） くらし・教育・協働部会（第2回）	・基本構想・基本計画（案）について、2部会に分かれ審議
10月14日	策定委員会（第5回）	・基本構想・基本計画（案）検討
11月1日	計画策定本部会議（第4回）	・基本構想・基本計画（案）検討
11月10日	総合振興計画審議会（第3回）	・基本構想・基本計画（案）審議
12月1日 ～12月21日	パブリック・コメント実施	・第5次計画（案）について意見募集
平成23年 1月21日	策定委員会（第6回）	・第5次計画（案）決定
1月25日	計画策定本部会議（第5回）	・第5次計画（案）決定
2月2日	総合振興計画審議会（第4回）	・第5次計画（案）決定
2月4日	総合振興計画審議会答申	・審議会から市長へ答申
3月22日	3月定例市議会において原案承認	・第5次計画（基本構想・基本計画）について承認

用語解説

文中で「※」がついている用語についての説明です。各用語の下の【 】内には、その用語が使用されているページを掲載しています。

用語	説明
あ行	
ICT 【P.6,39,60,107】	情報通信技術のこと。 情報技術（Information technology）に通信（Communication）を加えたもので、海外では、ITよりもICTの方がよく通る名称として通用するようになっている。
一時預かり（事業） 【P.42,90,104】	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
WEBサイト 【P.6】	WEBのもともとの意味は「クモの巣」で、世界中に情報網を張り巡らせている様子を表している。サイトはこの「クモの巣」のように張り巡らされた情報網に置かれたホームページのある場所のこと。
延長保育 【P.42,90,104】	保護者の就労時間の多様化や長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施するサービス。
汚濁負荷量 【P.73】	河川水を汚濁する物質の総量のこと。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、汚濁負荷量＝水質×水量によって計算する。
か行	
学生納付特例制度 【P.101】	日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられているが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度。
学童保育所 【P.90】	保護者が共働きなどで昼間不在になる家庭の児童を預かり、友だちと遊んだり、宿題をしったりして過ごす場所を提供するサービス。小学校1年生から3年生の児童が対象。
機関委任事務 【P.5】	地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことである。地方分権一括法※により廃止された。
機能別消防団制度 【P.57】	能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員を規定する制度。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完している。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと通称される。

久留米広域定住自立圏 【P.26,40,99,134,135】	経済状況や社会状況の変化、市町村財政の疲弊などから、すべての市町村がフルセットの生活機能を確保することが困難になってきていることから、「中心市」と「周辺市町村」が役割分担し、生活に必要な都市機能を確保するとともに、生活利便性や地域の魅力の向上を図ることを目的に始まった新しい広域連携の施策。「久留米広域定住自立圏」は、久留米市が中心市となり、3市2町（小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町）と協定を締結し、広域定住自立圏を形成した。
建築協定 【P.49,50,51】	一定区域内の地権者等がその区域内の建築物の用途や高さ・壁面線・形態・色彩等に対する一定の基準を定め、遵守することを締結した住民協定。
検認率 【P.101】	被保険者が保険料を納付すべき月数に対して、どれだけの月数保険料を納付したかを表す比率。その年度の保険料の徴収の状況をみるために使われる。
合計特殊出生率 【P.6】	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均人数を表したものの。
後退道路(セットバック) 【P.80,81】	都市計画区域内で建物を建てる時に、建築物を道路の境界線から一定の距離だけ後退させること。本市では、市道認定もしくは市の管理する道路について、建築基準法のセットバックを行うに際し、セットバック部分についての協議（寄付又は自己管理）を行っている。
コーホート変化率法 【P.34】	「コーホート」とは、同じ年（期間）に生まれた人の集団のこと。「コーホート変化率法」とは、このコーホートごとの増減率の傾向が今後も継続すると仮定して将来人口を推計する方法。
国民年金保険料免除制度 【P.101】	経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請して認められると保険料が免除される制度。
(地域)子育て支援センター 【P.25,28,91】	地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。
コミュニティ分権 【P.130,131】	地域コミュニティ組織（校区単位）を中心として、地域のまちづくりのことは、自分たちで計画を決定し、自分たちで実践していくための仕組みづくりであり、共助の体制づくりである。市ではコミュニティ分権に関する庁内検討会議（PT会議）を立ち上げており、区長会では先進地の視察を行い、協働のまちづくり懇話会で議論を行うなど、コミュニティ分権についての調査・研究を進めている。
コンプライアンス 【P.132,133】	一般的には「法令遵守」と訳されているが、「単に法令の条文の一字一句を遵守する」という意味だけではなく、「法令の趣旨、目的を理解し、法令の不完全さや不備を補うことも求められている」とする広義の意味合いがある。 小郡市コンプライアンス条例では、「コンプライアンス」という用語を「法令さえ守っていればよい」という意味だけではなく、「法令を遵守することを基本に、職員が高い倫理感に基づき、公平かつ公正な職務の遂行を確保する」という意味までを含むものとして規定している。



さ行	
若年者納付猶予制度 【P.101】	20歳以上30歳以下で、本人（配偶者を含む）の所得が一定額以下の場合、申請により月々の国民年金の保険料納付が猶予される制度。
集落営農組織 【P.39,62,63,65】	集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。
障害者生活支援センター 【P.93】	すべての障害者（児）が地域で安心して暮らしていくために、専門の職員が種々の情報や経験を活かしながら、障害を持って暮らしていく上で必要なサービスの提供案内・支援をすることで。
ストーカー行為 【P.127】	特定の相手に対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を繰り返す行為。
セクシュアル・ハラスメント 【P.45,127】	主に職場や学校などにおいて起きる性的嫌がらせのこと。不必要な身体への接触や性的なからかい、性的関係の強要、わいせつな図画などの掲示など、相手を不快にさせる性的な言動をいう。
総合型地域スポーツクラブ 【P.123】	地域の会員が「いつでも、どこでも、だれでも」の理念のもと、それぞれのニーズに応じて、質の高い指導者のもと活動が行えるスポーツクラブ。クラブでは、いろいろな種目を様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができる。
た行	
第三者行為の求償 【P.101】	交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者に対して損害賠償請求をすること。
地域支援事業 【P.43,87,100】	高齢者が要介護状態等になることを予防し、また、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。従来の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、保健福祉事業の3事業を再編整備し、効果的な介護予防サービスを提供すること等を目的として創設された。
地域包括支援センター 【P.28,86】	平成18年4月施行の改正介護保険法等によって、「地域支援事業」のうち、地域の高齢者に対する包括的・継続的マネジメント、地域支援の総合相談、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを実施するため、市町村に設置が義務づけられた総合的な相談援助機関。
地区計画（制度） 【P.23,24,35,49,50,51】	地区計画は、一体的に整備、開発を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画のこと。地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。
地産地消 【P.22,23,62,63】	地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

地方政府 【P.5】	<p>地方自治体のことを国の政府（ナショナル・ガバメント）に対して呼ぶときに使われる。地方自治体が国の政府に対する地方の政府に相当するという考え方で、この用語は地方制度調査会の答申の中でも用いられている。答申には、国と地方公共団体との基本的関係は、「国は中央政府として、地方公共団体は地方政府として、国民福祉の増進という共通の目的に向かってそれぞれ機能を分担し、相協力して…」とある。</p>
地方分権一括法 【P.5,132,147】	<p>正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方自治法をはじめとする475件の法律の改正等を行う法律であり、平成12年4月から施行されている。地方分権一括法の目的は、地方分権で地方の力を強くすることで、この目的から、地方の自主裁量を高め、国の管理を少なくする方向に進んでいる。</p>
デジタルデバイド 【P.6】	<p>コンピュータをはじめとした各種情報機器を所有しているかないか、また、それらの機器の操作に習熟しているかどうか、それらの機器を使ってインターネットなどの各種情報を取得できる環境があるかどうか、などによって生じる、機会、待遇、貧富などの格差のこと。</p>
デフレ・スパイラル 【P.5】	<p>デフレ（デフレーション）とは、物価水準が継続的に下降する現象のこと。物価の下落によって企業収益が落ち、賃金や雇用に不安が生じ、そのために需要が伸び悩む。それが、さらなる物価の下落と景気の減退を招くという悪循環に陥ることを、デフレ・スパイラルという。</p>
特別支援教育 【P.106,107】	<p>軽度発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p>
都市計画法第34条11号 【P.23,49,50,51】	<p>市街化調整区域は原則として開発を抑制する区域であるが、市街化区域隣近接部（市街化区域から500m以内）においては、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき、区域を指定して特定の開発を許容する規定。既に整備されている都市基盤の有効活用を図るため、既存集落において区域を指定して一戸建て専用住宅を許可するもので、本市では平成19年に大崎東地区及び大崎西地区の区域指定を行っている。</p>
都市計画法第34条12号 【P.49,50,51】	<p>市街化区域隣近接部以外の既存集落は、人口減少や少子高齢化等により、集落の活力が低下している、あるいはコミュニティの維持が困難になりつつあり、集落における活性化を図るため、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき、区域を指定して一戸建て専用住宅や集落の維持に必要な用途の建築を目的とする開発を許容する規定。</p>
ドメスティック・バイオレンス（DV） 【P.45,127】	<p>夫や恋人など親密である、または、あつた人から暴力を受けること。被害者は女性であることが圧倒的に多く、特に、夫から妻への暴力は、家庭内の出来事で被害が潜在化することが多い。身体的なものだけでなく、言葉による暴力など精神的な暴力なども含まれる。</p>



な行	
日常生活支援事業 【P.88,89】	母子家庭、寡婦または父子家庭の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りの世話をする事業。
認定農業者 【P.21,23,28,39,62,63,65】	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた法人を含む農業者のこと。
ノーマライゼーション 【P.43】	障害者も高齢者も、すべての人々が、社会の中で同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
は行	
パブリック・コメント 【P.26,128,129】	市の基本的な計画及び条例等の策定過程において、趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民等から広く意見を募集し、提出された意見を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続のこと。
バリアフリー 【P.52,53,54,55,83,152】	バリアフリー（Barrier free）とは、障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁が取り除かれた状態のこと。
病児・病後児保育 【P.90】	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
ファミリー・サポート・センター事業 【P.91】	市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織。援助を受けたい人と援助を提供できる人がセンターに会員登録し、その間をセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預かるサービス。
補完性の原則（原理） 【P.5,31,130】	政策決定は、その影響を受ける市民、コミュニティに一番近い主体によって行われるべきというものであり、問題はより身近なところで解決すべきという考え方。個人の自立を前提とした社会の構成原理であり第27次地方制度調査会でも国と地方の役割分担、地方分権の原理として位置付けされている。
母子自立支援員 【P.88,89】	母子自立支援員は母子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う人。
ま行	
マネジメントサイクル 【P.136】	事業を「PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）」の流れで考え、実施結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方。PDCAサイクルともいう。

や行

夜間保育
【P.90】

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

有収率
【P.41,76,77】

給水量（年間に当該給水区域に対して給水した実績水量）に対する有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量）の割合。施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかどうかを確認できる指標。

ユニバーサルデザイン
【P.20,43,84,85】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ、都市や生活環境をデザインするという考え方。障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方である「バリアフリー^{*}」と対比する形で用いられる。

4Hクラブ
(農業青年クラブ)
【P.63】

よりよい農村、農業を創るために活動している組織。アメリカの4Hクラブをモデルにしてつくられた。日本では、全国農業青年クラブ連絡協議会（全協）を主体とした組織で、青年農業者会議の開催等を中心に、青年農業者の自主的な活動の促進が図られている。4Hとは、Head（頭）、Heart（心）、Hands（手）、Health（健康）の4つの頭文字で、四つ葉のクローバーをシンボルとする。

ら行

ライフステージ
【P.43,44】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
「小郡市健康増進計画」（愛称：おごおり元気プラン）では、「子ども世代」「成人世代」「高齢世代」の三つにライフステージを分けている。計画では、それぞれのライフステージに合わせた健康づくりの行動目標を立てている。

レセプト点検（効果率）
【P.101】

レセプトとは、患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書のことであり、保険者に提出する前に明細書に間違いがないかどうかチェックすることをレセプト点検という。また、レセプト点検効果率とは、「再審査の結果減額された額÷保険者負担総額×100」で計算される数値であり、この数値が高いほど効果が上がっていることになる。



人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり
第5次小郡市総合振興計画

平成23年3月 発行

■編集・発行／小郡市 総務部 企画課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1

TEL:0942-72-2111(代) FAX:0942-73-4466

[ホームページ] <http://www.city.ogori.fukuoka.jp>